

一九二〇年代フィリピンの甘蔗作経営と雇用労働

永野善子

一 はじめに

一九七〇年代後半以降のフィリピン農村研究において、従来にも増して農村労働者層の存在に関心が集中したことは注目すべきことである。多くの農村には、農家層の他に小作権すらもたない非農家層が存在し、人口構成の割合を占めているからである。現在主要な研究は、米作地帯を中心に農村調査に基づいて進められている。⁽¹⁾しかし農村労働者層形成史の研究も同時に進行されるべきであろう。さらに、米作地帯のみならず輸出作物地帯の研究も行なわれるべきであろう。本稿は、以上の問題設定を踏まえて、一九二〇年代における甘蔗作地帯の農業経営と雇用労働の存在形態の分析を目的としている。同年

代には輸出作物生産、なかんずく砂糖・甘蔗生産が発展し、その生産地帯では雇用労働力が大量に創出されたと考えられるからである。

一九二〇年代フィリピンの主要甘蔗作州は、中部・南部ルソン諸州と西ネグロス州であった。中部・南部ルソンの土地所有の特徴は、所有規模数千から一万ヘクタールに及ぶ大規模な農園(Ashenda, hacienda)が散在する一方で、二〇〇〜五〇〇ヘクタール規模の所有地が数多く存在したことである。これに対し、西ネグロス州の場合、一〇〇〜二〇〇ヘクタール規模の農園が多数形成されてきたことがその特徴である。⁽²⁾したがって本稿では、所有規模の地域的差異が経営形態の多様性にどのように反映したのかをまず明らかにする。次いで、各地の雇用

労働力の存在形態に言及し、最後に経営形態と生産性の地域較差の相関関係を把握したい。

二 ルソン島の地主・小作関係

フィリピンの甘蔗作農業は、一九二〇年代に一つの画期を迎えた。大型設備をもつ製糖工場（セントラル、Central）が各地の甘蔗作地帯で設立されたからである。これによって、中小規模の甘蔗作農民の数が増加する一方、未開拓の大規模農園が甘蔗作農園へと変貌した。ところで、この時期に甘蔗栽培を開始した大規模農園の代例は、中部ルソン・タルラク州のルイシタ農園（Hacienda Luitcha）と南部ルソン・ラグナ州のカランバ砂糖農園（Calamba Sugar Estate）であった。そこで本節では、ルソン島の甘蔗作経営の特徴を、大規模農園と中小所有地の場合に分けて考察する。

(1) 大規模農園

④ ルイシタ農園（タルラク州）

スペイン植民地時代末期一八八〇年代半ばに、フィリピン最大のタバコ会社、フィリピン・タバコ会社（通称タバカレラ）（Compañía General de Tabacos de Fili-

pinas, Tabacalera）は、植民地政庁からタルラク州中部の荒蕪地一万一〇〇〇〜二〇〇〇ヘクタールの払下げを受けた。これが後のルイシタ農園である。

タバカレラはタバコ栽培用にこの広大な土地を取得した。しかし、タバコ栽培には不向きであったため、二〇世紀初頭のアメリカ統治下においても、農園は全く未開拓のまま放置された。その後一九一〇年代初頭になると、同社はフィリピン政府と灌漑設備設置契約を結び、米作地の開墾を進めた。ところが灌漑用水に限界があり、二〇〇〇ヘクタール以上を米作地にするにはかなりの困難が伴うとの判断が下された。このため米作に加え、新たな土地利用を目的とする種々の作物栽培の実験が試みられた。この結果、農園の土地がとくに甘蔗作付に適することが確認されたのである。

甘蔗作付は一九二一／二二作物年度から開始された。栽培された甘蔗は、隣州パンパンガ州デルカルメン製糖工場（Del Carmen Central）で加工された。甘蔗収穫面積は、一九二一／二二作物年度にわずか五〇ヘクタールであった。しかし、一九二二／二三〜二四／二五作物年度になると収穫面積は二五〇〜五〇〇ヘクタールに増加

し、一九二五／二六～二七／二八作物年度の間には一〇〇〇ヘクタールから二〇〇〇ヘクタールへと拡大された。⁽⁵⁾さらに一九二八年にタバカレラの小会社としてタルラク砂糖会社 (Central Azucarera de Tarlac) が設立され、⁽⁶⁾製糖工場の建設が進んだ。こうして一九二八／二九作物年度には、四二〇〇ヘクタールの収穫面積が予定されていた。⁽⁷⁾

広大な農園に定着した直接生産者は小作農であった。一九二八年当時、ルイシタ農園内および近隣村には、農園に耕地を保有する小作農とその家族合計一万一〇〇〇人が居住していた。この他収穫期には五〇〇〇人の季節労働者が雇用された。さらに、製糖工場の操業開始に伴う甘蔗作付面積拡大後には、小作農とその家族は合計一万五〇〇〇人、季節労働者数は八〇〇〇人に増加すると見込まれていたのである。⁽⁸⁾

⑥ カランバ砂糖農園 (ラグナ州)

一九一二年にアメリカのスプレッケルズ精製糖会社 (Sprekels Sugar Refining Co.) 系資本はカランバ砂糖農園なる会社を組織し、⁽⁹⁾ラグナ州の相互に隣接する三つの農園——カランバ、ビニヤン (Binjan)、サンタローサ

(Sta. Rosa) ——の一部をフィリピン政府より購入した。⁽¹⁰⁾この三農園は、フィリピン政府が一九〇三年に修道会領地 (friar land) としてドミニコ (Dominico) 会から買収したものである。⁽¹¹⁾カランバ砂糖農園はこの三農園の一部とその他私有地を合わせて、総面積約七二〇〇ヘクタールに及ぶ大農園となった。⁽¹²⁾

その後同農園では製糖工場が設立され、一九一四／一五作物年度から操業が開始された。⁽¹³⁾それと並行して甘蔗とココナッツが栽培された。こうして一九三〇年代半ばまでに、甘蔗作付面積四〇〇〇ヘクタール、ココナッツ植付面積二四〇〇ヘクタールとなり、その他約八〇〇ヘクタールが工場用地、宅地、道路鉄道路地に充てられた。農園内人口は八〇〇〇人以上に達していた。⁽¹⁴⁾

一九三〇年代半ばの農園の主要な直接生産者は小作農であった。甘蔗栽培が開始された一九一三年に賃労働制が導入されたが、経営管理に失敗した。⁽¹⁵⁾そこで一九二〇年代初頭に、つぎのような特徴をもつ小作制が採用されたからである。

農園は各小作農に対し三年契約 (更新可能) で、六一〇ヘクタールの土地を貸与する。小作農はこのうちの

二分の一を甘蔗作に充てるよう義務づけられた。小作農の仕事は、圃場整備(耕起、整地等)、植付、栽培の農作業であった。農作業に必要な経費のほとんどは小作農の負担であった。耕起作業に農園所有のトラクターが用いられる場合があったが、その費用も小作農が負担した。ただし、肥料費は農園と小作農で折半された。なお小作農は普通、役畜(水牛)を所有したが、役畜をもたない場合は農園から購入資金を借入れることができた。⁽¹⁶⁾

ところで、同農園の小作農は金納小作農でも刈分小作農でもなかった。彼らの耕地は肥沃度によって四等級に分類され、甘蔗の最低收穫量が決定された。同時に、小作農の最低収入(現金)が最低收穫量を基準として等級化された。そして各等級の最低收穫量を上回った小作農に対しては賞与が付与された。甘蔗の刈取り・積み込み作業は農園が請負人に依託したが、小作農がこれに参加し追加収入を得ることもできた。甘蔗の運搬には、農園が設備した鉄道、簡易軌道、トラックが用いられた。⁽¹⁷⁾

したがって、一九二〇年代から三〇年代におけるカーンバ砂糖農園の小作農は、賃労働者の要素を付帯した小作農と規定することができよう。

(2) 中小所有地

一般に、二〇〇ヘクタールの中規模所有地や一〇ヘクタール前後の比較的小規模の所有地における甘蔗作経営の実態を把握することは、困難な作業である。経営単位が小規模な場合、経営収支の明細を帳簿に記載することが珍れだったからである。しかし、ここで一九二〇年代半ばの事例を一つ挙げよう。

一九二七年に開催されたフィリピン砂糖組合(Philippine Sugar Association)の第五回全国大会で、甘蔗作経営の会計帳簿作成方法に関するセッションが設けられた。同セッションでは、賃労働制の大経営の事例と並んで、小作制下の小経営の経営収支表が紹介された。後者は、南部ルソン・バタンガス州の一地主が約一三ヘクタールの甘蔗作地を五人の小作農に貸与した事例(一九二六/二七作物年度)であった。

第1表は、同事例に即して、地主が契約を結んだ五人の小作農の経営規模・経営収支等を一つの表に掲げたものである。同表によると、彼らの主要な農業収入源は甘蔗栽培であったが、甘蔗以外の作物も生産していた。小作農はそれぞれ一頭の水牛を所有し、甘蔗作付面積は、

第1表 バダガス州甘蔗作小作農5人の経営状況 (1926/27 作物年度)

項 目	小作農名	M. M.	C. O.	D. A.	J. D.	C. M.
A. 甘蔗作経営規模						
作付面積 (ha.)		2.2	2.6	2.8	2.7	2.3
水牛頭数		1	1	1	1	1
肥料投入量 (kg.)		257	264	304	182	316
砂糖生産量 (ピクル) ⁽¹⁾		88.40	90.40	157.26	112.02	109.60
B. 甘蔗作経営収支 (ペソ)						
粗収入 (砂糖取得分) ⁽²⁾		258.35	264.19	459.59	327.38	320.31
支出 (経営負担分) ⁽³⁾		124.08	96.59	191.05	113.91	140.10
雇用労働費		99.33	72.83	153.20	95.73	90.87
種苗準備・植付 刈取り・積込み× $\frac{1}{2}$ 肥料費× $\frac{1}{2}$		48.83	28.05	76.69	32.69	36.61
		50.50	44.78	76.51	63.04	54.26
		24.75	23.76	37.85	18.18	28.44
トラクター燃料費× $\frac{1}{2}$		—	—	—	—	20.79
純収入 (粗収入-支出)		134.27	167.60	268.54	213.47	180.21
C. その他農業収入 (ペソ)						
		103.00	80.59	157.40	63.60	45.20
D. 対地主負債 (ペソ)						
1925/26 作物年度からの繰越		—	191.53	497.89	—	237.08
1926/27 作物年度の新期借入 ⁽⁴⁾		77.75	113.03	52.68	111.10	89.20

(出所) *Recopilación de los Informes de los Comités para Quinta Convención Anual de la Philippine Sugar Association, Manila, 1927, pp. 224~230.* ※よひ付表より作成。

- (注) (1) 各経営で栽培された甘蔗を原料として生産された砂糖(粗糖)量。1ピクル=63.25kg
 (2) 砂糖生産量× $\frac{1}{2}$ (残り $\frac{1}{2}$ は製糖工場の取得分)× $\frac{1}{2}$ (残り $\frac{1}{2}$ は地主の取得分)×11.69ペソ
 (3) × $\frac{1}{2}$ とある項目は、残り $\frac{1}{2}$ を地主が負担するもの。
 (4) 経営費前借は含まれていない。

それぞれ一・五〜二・八ヘクターであった。

五人の小作農の経営収支をみると、彼らは甘蔗栽培から得た粗収入を地主と折半する、刈分小作農(*kasama*)であったことがわかる。小作農は経営費のうち、刈取り・積込み費、肥料費、トラクター燃料費を地主と折半した。しかし、種苗準備や植付作業を行なう雇用労働の賃金は小作農が全額負担したのである。なお、甘蔗は地主と製糖工場との契約に基づいて加工され、生産された砂糖は両者間で一定比率で分配された(製糖契約については後述)。したがって、小作農が甘蔗栽培から得る純収入は、地主が売却した砂糖の価格の半分から彼らの経営費負担分を差し引いた額に相当する。同表によると、五人の小作農の純収入は一人当り一三〇

と二七〇ペソであった。しかし、小作農は地主に対し負債を負っていた。負債は年々累積し、その額が純収入を凌駕することも珍れではなかった。このため、借金返済の繰り延べ、もしくは新たに借金をせずには生計が立たない小作農が多かったのである。

ここでとくに注目すべきことは、小作農による甘蔗作経営においても、やはり雇用労働が必要とされた点である。耕起作業にトラクターを用いた小作農は五人のうち一人だけであり、圃場整備は小作農自身が水牛を用いて行なう場合が一般的であったと思われる。しかし、種苗準備は女子、植付は児童が行なった。そして刈取り・積込み作業は、ほとんど雇用労働に依存していた。かくして、雇用労働費は、各小作農一人当りの経営費負担分約一〇〇〜二〇〇ペソのうちの七〜八割を占めたのである。

(3) まとめ

以上本節では、中部・南部ルソンの大規模農園と中小所有地の経営形態に関し三つの事例を提示した。こうした三つの事例は、当時の中部・南部ルソンの甘蔗作経営をどの程度代表していたのであろうか。一九二〇年代半ばのルソン島の糖業労働力に関する調査をいくつかつき

合わせると、地主・小作関係の特徴をつぎのようにまとめることができる。

ルソン島の甘蔗作地帯では多くの場合、地主や借地人は数人の小作農と甘蔗栽培契約を結んだ。小作農は普通、農具と役畜を所有した。他方、地主は種苗を提供し、農具や役畜を小作農がもたない場合は、購入資金を前貸した。また生活費が小作農に対し前払されることもあった。小作農が担当する主な仕事は、圃場整備や植付作業であったが、彼らは収穫作業にも参加した。⁽¹⁹⁾ こうして小作農は、地主が製糖工場から取得した砂糖のうち四〇〜五〇%を取得した。⁽²⁰⁾

これに対し、工場直営農園等の大規模農園では、賃労働制の要素を付帯した小作制が導入されていた。同方式下では、地主(工場)が経営費のうち、刈取り・積込み・運搬費を負担した。農耕作業費は小作農が負担したが、地主による前貸制度があった。小作農の取得分は甘蔗一トン当りの価格に基づいて算定された。⁽²¹⁾

この他、米作地を保有し、副業として甘蔗作農業を営む小作農の存在も報告されている。この場合、小作農は経営費——種苗費、肥料費、建物・農具維持費——の一

部を負担した。彼が役畜や農具をもたない時には、地主から有償提供を受けた。ところが小作農の報酬は、週ごとに賃金（日給〇・六ペソ）で与えられ、さらに収穫後には、彼の耕地で収穫された甘蔗から生産された砂糖一ピクル (picul, 六三・二五キログラム) に対し一ペソを得たという。⁽²²⁾

以上の糖業労働力調査のまとめと前掲三つの個別的考察から、一九二〇年代の中部・南部ルソンの小作農の全般の特徴はつぎのようになる。すなわち、甘蔗作を専業とする小作農に限った場合、大規模農園で賃労働者の色彩を付帯する層が出現していたが、中小所有地では刈分小作農が圧倒的多数を占めていたのである。

三 ネグロス島の地主直営

ルソン島と異なり、ネグロス島では、一九世紀後半以来一〇〇〜二〇〇ヘクタール規模の農園が甘蔗作農業の主力であった。これらの農園は、二〇世紀初頭までそれぞれ小規模な製糖所をもち、甘蔗栽培のみならず、製糖作業をも行なっていた。⁽²³⁾しかし、一九一〇年代から二〇年代にかけて製糖工場が設立された結果、農園での製糖

作業は停止されていったのである。本節では、まず一九二〇年代における製糖工場と農園との関係を考察し、次いで農園経営の特徴を把握したい。

(1) 製糖工場との関係

製糖工場設立決定後に工場側が行なったことは、工場所在地近辺の地主や借地人と製糖契約を結ぶことであった。ネグロス島の工場は、砂糖の原料となる甘蔗の供給をほとんど周辺の甘蔗農園に依存しなければならなかったからである。製糖契約は二〇〜三〇年を契約期間とするもので、その主要内容は「分糖法」(sharing system)であった。これは、生産された砂糖をプランター(Planter, 地主や借地人)は甘蔗栽培費として、製糖工場は製糖費として一定の比率(プランター五〇〜五五%、工場四五〜五〇%)で分配する方式であった。⁽²⁴⁾フィリピンでは、製糖工場がプランターから甘蔗をトン当りで買付ける方式は定着しなかったのである。分糖法の導入によって、地主や借地人は従来通り砂糖の販売権を保持することになった。したがって、分糖法は工場のプランターに対するインセンティブとして理解することもできる。この他、工場は、生産融資(crop loan)や肥料をもプランター

に供与したのである。

ここで、ネグロス島西海岸北部に位置するハワイアン・フィリピン社 (Hawaiian-Philippine Co.) の製糖工場を例にしよう。同社は一九一八年に発足し、一九二〇／二一作物年度から工場の操業を開始した。⁽²⁵⁾ プランターと結んだ製糖契約は、契約期間三〇年、分糖率はプランターが五五%、工場が四五%であった。⁽²⁶⁾ プランター数は一九二一／二二作物年度に一二〇人に達していた。⁽²⁷⁾ 翌一九二二／二三作物年度の製糖契約状況をみると、同社が当初甘蔗供給地に予定したシライ (Silai)、サラビア (Saravia) 両町の総農場面積は一万六二〇〇ヘクタールであった。そのうちの一万五五〇〇ヘクタールがすでに製糖契約の対象とされていた。しかし、このなかには、荒蕪地等も含まれていたため、製糖契約下の甘蔗作農地は九一〇〇ヘクタールであった。これに対し、非製糖契約下の甘蔗作農地は、四〇〇ヘクタールにすぎなかったのである (実際に甘蔗栽培が行なわれていたのは、甘蔗作農地面積の約五割⁽²⁸⁾)。

ところで、工場から生産融資の供与を受けたプランターはどの程度の比率を占めたのであろうか。第2表は、

第2表 ハワイアン・フィリピン製糖工場の生産融資機関別
プランター数・収穫面積 (1924/25~38/39 作物年度)

作物年度	製糖工場による融資 ⁽¹⁾		製糖工場以外の機関による融資		合 計	
	プランター数	収穫面積 (ha.) ⁽²⁾ (%)	プランター数	収穫面積 (ha.) (%)	プランター数	収穫面積 (ha.)
1924/25	n. a.	1,912(27.9)	n. a.	4,946(72.1)	n. a.	6,858
1926/27	n. a.	3,043(41.0)	n. a.	4,383(59.0)	n. a.	7,426
1928/29	n. a.	n. a.	n. a.	n. a.	n. a.	n. a.
1930/31	80	4,630(55.9)	71	3,657(44.1)	151	8,287
1932/33	80	4,950(56.9)	68	3,742(43.1)	148	8,692
1934/35	75	2,381(44.6)	124	2,960(55.4)	199	5,340
1936/37	6	443(5.6)	193	7,510(94.4)	199	7,953
1938/39	3	143(2.0)	196	6,912(98.0)	199	7,055

(出所) Hawaiian-Philippine Co. 年次報告書各年より作成。

(注) (1) 1930/31, 32/33, 34/35 作物年度については、製糖工場直営農場を含む。直営農場数は 2~3, 収穫面積は合計 120~230ヘクタールであった。

(2) 小数点以下四捨五入。

第3表 ハワイアン・フィリピン製糖工場のプランター向け
短期融資額 (1929/30~38/39 作物年度)

作物年度	生産融資(利子を除く) (1000ペソ, %)	肥料(石灰を含む)(無利子)		合計 (1000ペソ)
		金額	重量	
		(1000ペソ, %)	(メートル・トン)	
1929/30	405 (49.0)	422 (51.0)	3,480	827
1930/31	595 (57.5)	439 (42.5)	3,692	1,034
1932/33	488 (61.5)	306 (38.5)	3,865	794
1934/35	213 (43.5)	277 (56.5)	4,114	490
1936/37	64 (18.8)	277 (81.2)	3,089	341
1938/39	15 (5.9)	238 (94.1)	2,887	253

(出所) 第2表に同じ。

融資機関別によるプランター数と収穫面積を示したものである。同表から明らかのように、ハワイアン・フィリピン工場の融資が重要性をもっていたのは、一九二〇年代後半から三〇年代前半までであった。この時期に同工場の融資比率は四〇〜六〇%を占めた。しかし、三〇年代後半に融資比率は激減し、一〇%を大

きく割ったのである。これは、一九二〇年代半ばまで主な融資機関は地方商人や金融業者であったが、三〇年代後半にはフィリピン国立銀行 (Philippine National Bank, PNB) がほぼ専一的な融資機関となったことを示唆するものであろう。⁽²⁹⁾

このように一九三〇年代後半になると製糖会社の生産融資の役割は小さくなるが、依然として肥料の無利子貸与は重要であった。第3表は、ハワイアン・フィリピン工場のプランター向け短期融資額を生産融資と肥料貸与とに分けて示したものである。同表によると、一九二九/三〇〜三八/三九作物年度に生産融資額は約四一万ペソから一万五〇〇〇ペソへと激減したが、肥料貸与額は約四二万ペソから二四万ペソへと半減したにすぎなかった。

かくして製糖工場が本格的生産を開始した一九二〇年代には、地主や借地人は製糖契約を通じてのみばかりか、生産融資や肥料貸与によって、工場から甘蔗作に対するインセンティブを与えられていたのである。

(2) 農業経営の特質

ネグロス島の甘蔗作農園では一九世紀末葉に、居住

第4表 西ネグロス州7農園平均のヘクタール当り経営費 (1924/25 作物年度) (平均作付面積 132.24 ha, 砂糖生産量 1万4504ピクル)

項目	ヘクタール当り経営費 (ペソ, %)
雇用労働費	264.26 (63.5)
管理・監督	66.82 (16.1)
圃場整備・植付・栽培・灌漑・排水等	89.20 (21.4)
収穫	87.16 (20.9)
役畜世話	10.80 (2.6)
建物・農具修理	10.28 (2.5)
肥料費	71.48 (17.2)
減価償却費*	20.28 (4.9)
地利子	14.04 (3.4)
その他	25.33 (6.1)
合計	416.13 (100.0)

(出所) Carlos L. Locsin, "Graph for Estimating Cane Costs," *Facts and Statistics about the Philippine Sugar Industry*, Manila, Sugar News Press, 1928. Table A より作成。

(注) *役畜と固定設備。

ス州の七農園を事例として、経営費内訳を検討し、その手がかりを探ることにする。

第4表は、西ネグロス州北部三町——シライ、ビクトリアス (Victorias)、マナブラ (Manapla) ——に位置する七農園平均の一九二四/二五作物年度のヘクタール当り項目別経営費を示したものである。同七農園の作付面積は約六〇〜二一〇ヘクタール、平均一三二ヘクタールであった。平均砂糖生産

(常雇)労働者 (dumam) とその家族が圃場整備・植付・栽培作業に従事し、収穫作業は隣島バナイ島やセブ島出身の出稼ぎ労働者 (sacada) が行なう経営方式が確立された。一八九〇年代初頭までに数台を蒸氣耕耘機が使用されていたが、作業の大半は畜力と人力に依存していた。³⁰⁾ 第一次大戦中もしくは大戦後になると、新たに耕起作業用にトラクターが導入されるようになった。³¹⁾ しかし、一九世紀末葉以来の農園の経営方式は、大戦後一九二〇年代に根本的に変化したのだろうか。本項では、西ネグロ

量 (各農園の甘蔗から栽培された砂糖量) は一万四五〇ピクル、ヘクタール当り砂糖生産量は一一〇ピクルであった。これは、当時の西ネグロス州における平均的農園の作付面積・生産量とみて間違いなさであろう。ヘクタール当りの項目別経営費をみると、総額は四一六ペソでそのうちの六四％が賃金、一七％が肥料であった。これに対し、役畜・固定設備の減価償却費は五％にとどまったのである。

経営費の過半を占めた賃金支出の細目をみると、管

第5表 西ネグロス州7農園の経営規模とヘクタール当り
減価償却費 (1924/25 作物年度)

農園名 項目	A	B	C	D	E	F	G
作付面積(ha)	106.88	173.97	112.40	142.10	211.28	116.00	63.05
砂糖生産量(ピクル)	15,502	19,156	13,691	15,314	20,795	11,586	5,485
減価償却費(ペソ)	29.47	20.12	18.76	2.92	13.00	46.09	24.05
役畜	n. a	5.75	18.76	2.92	11.83	10.77	21.46
固定設備	n. a	14.37	—	—	1.17	35.32	2.59

(出所) 第4表に同じ。

理・監督に一六%、圃場整備・植付・栽培・灌漑・排水作業と收穫作業にそれぞれ二一%、役畜の世話と建物・農具修理にそれぞれ三%が支出された。このように賃金支出を基準とする限り、一般に居住労働者とその家族が行なう農耕作業と出稼ぎ労働者が担当する收穫労働はほぼ同一の比重をもっていたのである。

つぎに役畜と固定設備のヘクタール当り減価償却費を農園別に示したのが、第5表である。同表から、農園に

よって役畜と固定設備の比重が大きく異なることがわかる。役畜のヘクタール当り減価償却費が一〇ペソを超えた農園は四つであったが、固定設備のヘクタール当り減価償却費が一〇ペソを超えたのは二農園にすぎなかったからである。このことは、役畜を除く固定資産(建物、トラクター、農具、荷車、ポンプ等)に対する投資が多くの場合、限定的であったことを示唆するものである。

以上の経営分析を一般化すると、一九二〇年代の西ネグロス州の農園では、耕起用トラクターが導入されていたものの、農作業の機械化は十分進展せず、人力・畜力に依存した経営が行なわれていたことになる。加えて、こうした経営形態が維持された背景として、大量の低賃金労働の存在が大型農業機械の購入をかえって非合理的なものにしたことが挙げられよう。次節では、この点を踏まえて、ルソン島とネグロス島の甘蔗作労働者の雇用形態を賃金水準と考察する。

四 農村労働者層の存在形態

約一年間で一つの周期を完了する甘蔗作農業は、大きく分けて四つの作業——圃場整備(耕地、整地、畝作

り)、植付(種苗準備、植付)、栽培(施肥、除草、灌漑、排水)、收穫(刈取り、積込み)——から成る。一九二〇年代のルソン、ネグロス両島の大よその作業スケジュールは、圃場整備期間が七〜十二月、植付期間が一〜三月、栽培期間が一〜六月、收穫期間が一〇〜四月であった。⁽³²⁾そしてこの作業ごとに労働者の雇用形態や賃金水準が異なっていたのである。

(1) 雇用形態

ルソン島では前述のように、経営規模の大小を問わず、小作農が主要な直接生産者であった。しかし、雇用労働の存在も確認された。農業労働者には、植付作業を行なう女子や児童と收穫作業に従事する男子がいた。女子や児童は小作農によって彼の居住村や近隣諸村から集められたが、收穫作業に従事する労働者は一般に地主やその代理人が手配したのである。

中部・南部ルソンの男子季節労働者の多くは、北部ルソン(パンガシナン、ラウニオン、南北イロコス諸州)から募集される出稼ぎ労働者であった。もともとパンパシガ州やラグナ州では州内の労働移動がかなり活発であり、收穫作業に従事する労働者の一部が州内で集められ

た。労働者が他州から募集される場合、地主が直接に募集人を派遣するケースと、専門の労働者募集人に依託するケースとがあった。いずれの場合も、労働者に対し交通費や生活費に充てるための前貸金が渡された。⁽³³⁾

他方、ネグロス島の地主直営農園では、居住労働者が耕起・整地・灌漑・排水等の作業を行ない、その息子が除草や役畜の世話をした。そして労働者の妻や娘は種苗準備・植付を担当した。この他、收穫期になると、ネグロス島内から季節労働者が集められた。しかし、その数はごく限定的で、收穫労働の大部分は、隣島バナイ島イロイロ州やアンティケ州もしくはセブ島からの出稼ぎ労働者が行なった。彼らの募集は、農園の管理人が担当することもあった。しかし、多くの農園では専門の労働者募集人(Contractor)に依託した。彼は、農園における出稼ぎ労働者の作業分担にも関与し、收穫作業を請負う場合が多かった。出稼ぎ労働者には、募集人を介して、一人当たり二〇〜三〇ペソの前貸金(anticipo)が与えられたが、收穫期半ばで逃散する者が続出したという。⁽³⁴⁾

このように一九二〇年代のルソン、ネグロス両島の甘蔗作経営における雇用労働力には、居住(常雇)労働者

第6表 甘蔗作労働者の賃金水準（一日当り）（1920年代中葉）

(単位 ペソ)

州 別	男 子			女 子			児 童		
	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低
ルソン島									
タルラク	1.10	0.83	0.60	0.65	0.54	0.45	1.00	0.47	0.30
バンバンガ	1.65	1.02	0.75	1.25	0.74	0.47	1.25	0.60	0.40
ラグナ	2.00	1.19	0.70	1.40	0.78	0.50	1.25	0.61	0.25
ネグロス島									
西ネグロス	1.10	0.78	0.45	0.70	0.51	0.32	0.62	0.41	0.22
東ネグロス	1.00	0.57	0.27	0.65	0.39	0.22	0.65	0.28	0.17

(出所) Yves M. Henry, *Conditions techniques et financières de la Production du sucre aux Philippines*, Hanoi, 1928, pp. 65, 68.

と季節（臨時

雇）労働者—

—居住労働者

の家族、近隣

諸村から募集

される者、そ

して他州から

の出稼ぎ労働

者—が存在

したのである。

(2) 賃金水

準

ここで農業

労働者の賃金

水準を地域別、

性別、業種別

に考察する。

第6表は、一

九二〇年代半

ばの甘蔗作勞

働者の賃金水準を示している。

—同表によると、ルソン島三州の一日当り賃金は男子平均一ペソ、女子平均〇・七ペソ、児童平均〇・六ペソであった。しかし、男子賃金は〇・六〜二ペソ、女子の場合、〇・五〜一・四ペソ、児童の場合、〇・三〜一・三ペソの開きがあった。他方、ネグロス島二州の一日当り賃金は、男子平均〇・七ペソ、女子平均〇・五ペソ、児童平均〇・三ペソであった。しかし、男子の賃金は〇・三〜一・一ペソ、女子の場合、〇・二〜〇・七ペソ、児童の場合、〇・二〜〇・七ペソの較差があった。

以上のことから、第一に、賃金は一般にルソン島の方がネグロス島よりも高かったことが確認された。つまり、甘蔗作地帯が稲作地帯と並存していたルソン島で、甘蔗作に特化したネグロス島より賃金が高騰していたのである。と同時に、ルソン島では稲作地帯の存在が、賃労働雇用を基調とする経営の創出に対する抑止要因となっていたとみることができよう。

第二には、男子賃金と女子・児童賃金の較差が大きいこと、そして、それぞれの最高賃金と最低賃金に大きな較差があったこと。これは、なぜであろうか。その重要

な要因は、①職種別賃金較差と②賃金形態の多様性である。職種別賃金の事例は、ルソン島ラグナ州とバンバンガ州について得られる。同二州では、圃場整備や栽培を行なう労働者の賃金は一日当り一〇・二ペソ、植付、刈取りを行なう場合、一日当り〇・八〜一ペソ、そして積込み作業に対しては一日当り〇・三〜一ペソの賃金が支払われた³⁵⁾。

つぎに賃金形態の多様性に関し若干述べよう。甘蔗作労働者の賃金形態には日給と出来高給とがあり、とくに季節労働者が行なう植付・刈取り・積込み作業等では、出来高給が一般的であった。たとえば、ネグロス島の事例調査によると、耕起・整地・灌漑・排水作業を行なう居住労働者に対しては週当り二・五ペソと七キロの米が支給された。そして、除草や役畜の世話を行なう少年には、週当り一・五ペソと七キロの米が支給されたという。この場合、日給賃金が現物(米)と現金とで支給されたのである。ところが、成人女子や少女が行なう種苗準備に対しては、一万本につき〇・五ペソ、同数の植付に対し二ペソの出来高給が支払われた。また、出稼ぎ労働者が行なう刈取り・積込み作業には甘蔗一トンにつき一・五ペ

ソ、種苗切断には一万本につき二・五ペソ、荷車による種苗の運搬には一万本につき〇・七五ペソが支払われた³⁶⁾。このように、とくに季節労働者の賃金形態が出来高給であったことは注目に値する。それは、甘蔗作農業における低賃金労働の象徴的存在だったからである。他方、甘蔗作労働者のなかには、耕起用トラクターや蒸気耕耘機運転手等の熟練労働者も存在した。彼らの一日当り賃金は一・五〜二・八ペソに達していたのである³⁷⁾。

五 結び——生産性の地域較差——

以上、本稿では、一九二〇年代のフィリピンの主要甘蔗作地帯である中部・南部ルソンと西ネグロス州を事例として、甘蔗作経営と雇用労働の特徴を把握した。中部・南部ルソンでは経営規模の大小を問わず、地主・小作関係が基本的な生産関係であった。これに対し、西ネグロス州の主要な労働力は賃労働であった。ただし、ルソン島諸州においても、植付・収穫作業等には季節労働者が雇用されたのである。

このように経営形態が異なる両島では、ヘクタール当り砂糖生産量に大きな較差があった。一九二二/二三〜

二六／二七作物年度五カ年のルソン島六工場とネグロス島一四工場（ただし年度によっては一部の工場は未採業）の甘蔗作地帯のヘクタール当り砂糖生産量は、それぞれ四七ピクル、七二ピクルであった。⁽³⁸⁾なぜこのような生産性の差異が生じたのであろうか。

甘蔗作農業の生産性を左右する技術的要因は、品種改良、施肥量、機械化等である。まず品種改良からみよう。甘蔗作付面積に占める在来品種の比率は、全国平均で、一九二三／二四作物年度に六三％であったが、二九／三〇作物年度には四六％へと減少した。⁽³⁹⁾しかし、この時期の地域別統計はない。そこで一九三三／三四作物年度を例にとると、ルソン島では在来品種の比率が四三％、改良品P O J種二八七八の比率が三一％であった。ところが、ネグロス島では、在来品種はわずか一四％にすぎず、P O J二八七八が三九％、バディラ (Batilla) が三二％を占めたのである。⁽⁴⁰⁾

つぎに施肥量について。フィリピンの硫安輸入量は一九二〇年にわずか一八〇〇トンであったが、二七年には二万三三〇〇トンに急増した。⁽⁴¹⁾肥料としては硫安の他、複合肥料や過磷酸石灰等も用いられたが、一九三〇年代

前半の調査によると、硫安が肥料輸入量の六割以上を占めていた。加えて肥料の大部分が甘蔗作用であり、しかもその多くがネグロス島で使用されていた、と報告されている。⁽⁴²⁾

最後に機械化の進展状況に関して。前述のように蒸気耕耘機は一九世紀末葉にネグロス島に導入されたが、耕作作業用にトラクターが使用されるようになったのは、第一次大戦中もしくは大戦後である。しかし、一九二〇年代におけるトラクターや蒸気耕耘機等の台数は不詳である。一般に経営規模の大きい製糖工場直営や地主直営の農園で用いられ、小規模経営ではほとんど購入されることはなかったと推測される。さらに、植付・栽培・収穫作業の機械化は全く進展することはなかった。

したがって、一九二〇年代の中部・南部ルソンでは西ネグロス州に較べて、農業技術革新に遅れをとっていたとみて間違いないであろう。このように、中部・南部ルソンにおいてとりわけ生産性向上の動きが鈍かったことは、同地域の地主・小作関係を基軸とする経営形態の特質と大いに関連があると思われる。

(一) 高橋彰「フィリピン農村の構造変化と賃労働者層」

- 『アジア経済』第一八巻第六・七号(一九七七年六・七月)四二八ページ。梅原弘光「フィリピン・バナイ島米作農村と非農家層——イロイロ州アシロイ村の事例を中心として」滝川勉編『東南アジア農村の低所得階層』アジア経済研究所 一九八二年 二六五〜三〇四ページ。
- (2) 一九二〇年代甘蔗作地帯の土地所有構造は別稿で論じられる予定である。
- (5) "Hacienda Luicita, Tarlac", *Sugar News*, Vol. 10, No. 2 (Feb. 1929), p. 88; "Tabacalera History 1881—1961", *Sugar News*, Vol. 37, No. 12 (Dec. 1961) p. 678. なお、フィリピン政府は一九四七年に小作農に払下げる目的で同農園の米作地三〇〇〇ヘクタールをタバカレラから買収した。同時に、タバカレラは、五〇〇ヘクタールを軍用地用として政府に寄附した(Carlos Quirino, *History of the Philippine Sugar Industry*, Manila, Kalayaan Publishing Co., Inc., 1974, pp. 58—59)。したがって、現在の同農園の所有面積は、七五〇〇〜八五〇〇ヘクタールと考えられる。この点に関して、拙稿「フィリピン製糖地区の土地所有と農家経済——中部ルソン・タルラタ州の事例」『Cross Culture 光陵女子短大研究紀要』創刊号(一九八三年三月)七九、八九ページに事実誤謬があったので、この場を借りて訂正した。
- (4) "Hacienda Luicita……", p. 89.
- (5) *Ibid.*, p. 93.
- (6) *Ibid.*, p. 90; *Handbook of the Philippine Sugar Industry 1929*, Manila, Sugar News Press, 1929, p. 194.
- (7) "Hacienda Luicita……", p. 93.
- (8) *Ibid.*, p. 91.
- (9) 拙稿「フィリピン糖業の構造的的特徴(1)——アメリカ植民地時代末期の生産形態」『アジア経済』第二一卷第九号(一九八〇年九月)二九〜三〇ページ。
- (10) *All About Canlubang*, Laguna, n. d., n. p.; "Calamba Sugar Estate: Model for the Tropical World," *The American Chamber of Commerce Journal*, Vol. 15 Nos. 3—4 (Mar./Apr. 1935), p. 5.
- (11) 拙稿「修道会領地処理問題——米系資本の対比進出との関連で」『東南アジア研究』第二二巻第二号(一九八三年九月)一九〇〜一九二ページ。
- (12) "Calamba Sugar Estate……", p. 5.
- (13) *All About Canlubang*, n. p.
- (14) "Calamba Sugar Estate……", pp. 17—18.
- (15) *Ibid.*, p. 17; Carlos Loosin, "El Cultivo de la Caña y Ganado de Labranza en Negros y Luzon," *Accionones de la Segunda Convención Anual de la Philippine Sugar Association*, Manila, 1924, p. 26.
- (16) "Calamba Sugar Estate……", pp. 6, 17.
- (17) *Ibid.*
- (18) *Recopilación de los Informes de los Comités para*

- Quinta Convencion Anual de la Philippine Sugar Association*, Manila, 1927, pp. 224—230 附4の附録4の。
- (21) L. R. Orribia, "Labor on Luzon Island," *Sugar Central and Planters News*, Vol. 6, No. 1 (Jan, 1925), pp. 22—23.
- (22) Yves M. Henry, *Conditions techniques et financières de la Production du sucre aux Philippines*, Hanoi, 1928, p. 60.
- (23) Orribia, *op. cit.*, p. 23; Rafael M. Piguig, "The Philippine Sugar Industry," Ph. D. Dissertation, Michigan State College, 1935, pp. 49—50.
- (24) Henry, *op. cit.*, pp. 60—61.
- (25) 拙稿「一九世紀後半に於けるフィリピン糖業の発展——ネグロス島の甘蔗プランテーション経営を中心に」『フィリピン経済』第一七巻第一〇号（一九二六年一〇月）四〇～五三ページ。
- (26) 製糖契約や分糖法については、拙稿「フィリピン糖業の構造的特質（上）」三三～三三三ページ。
- (27) *First Report of the Hawaiian-Philippine Co.*, 1922, pp. 14—15.
- (28) Philippine Sugar Association, *Summary of Information about the Philippine Sugar Industry*, Manila, 1923, p. 32.
- (29) *First Report of the Hawaiian-Philippine Co.*, p. 27.
- (30) *Second Report of the Hawaiian-Philippine Co.*, 1923, p. 8.
- (31) AIZENの生産融資に関する断片的記述を、「Keller Makes a Gloomy Report on Centrals," *Sugar Central and Planters News*, Vol. 7, No. 2 (Feb. 1926), p. 101 以下を参照。
- (32) 拙稿「一九世紀後半に於けるフィリピン糖業の発展」四二、四八～五二ページ。
- (33) Henry, *op. cit.*, p. 100.
- (34) *Ibid.*, pp. 47—53.
- (35) Orribia, *op. cit.*, pp. 24—25.
- (36) Henry, *op. cit.*, pp. 67—68; "Informe Sobre la Labor en Negros," *Recopilacion de los Reportes de Comité para la Primera Convencion Anual de la Philippine Sugar Association*, Manila, 1923, pp. 95—96. 負債未返済の労働者の逃散が続出したため、ネグロス島シライ、サレバン両町のプランター組合は労働者登録所を一九二〇年代半頃に開設した。Carlos L. Locsin, "Registration of Agricultural Laborers," *Sugar Central and Planters News*, Vol. 7, No. 3 (Mar. 1926), pp. 136—143.
- (37) Henry, *op. cit.*, p. 66.
- (38) *Ibid.*, pp. 67—68.
- (39) *Ibid.*, p. 66.
- (40) *Fact and Statistics about the Philippine Sugar In-*

dusury, Manila, Sugar News Press, 1928, Table V.

(39) 『比律賓群島ノ糖業』台湾総督府殖産局 一九四一年
七六ページ。

(40) 前掲書 七六ページ。

(41) 日本貿易研究所『糖業より見たる広域経済の研究』

栗田書店 一九四四年 二九三～二九四ページ。

(42) 『比律賓群島……』七二～七四ページ。

(光陵女子短期大学専任講師)